

令和8年度 中津川市立付知北小学校

# いじめ防止基本方針

～ 一人の児童を大切にするために ～

～ 一人一人の児童が生き生きと生活するために ～

## ◇ 構成 ◇

I 「いじめ防止 これだけは！」(岐阜県教育委員会より)

II いじめの「未然防止」

III いじめの「早期発見」

いじめ発見の「ポイント」

IV いじめへの「早期対応」

V いじめ防止対策のための「組織」

VI 関係諸機関との連携(関係諸機関連絡表)

VII いじめの「解消」の考え方

# I 「いじめ防止 これだけは！」（令和元年 岐阜県教育委員会より）

**いじめをしない！させない！許さない！**

## 【いじめの基本認識】

**いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる**

## 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年「いじめ防止対策推進法第2条」）

## 【教師の心構え】

**教師は、いじめを見逃さず、子供をしっかりと守る！**

そのために…

- 1 全ての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
- 2 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める。



## 【未然防止】

◎「いじめ・不登校未然防止アドバイザー派遣事業」の活用

## 【早期発見・早期対応】

◎管理職への迅速な報告  
◎確実な情報共有と組織的な対応  
◎正確な事実確認・記録作成

## 【保護者との連携】

◎児童生徒の幸せにつながる信頼関係

## 【関係諸機関との連携】

◎警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携

## Ⅱ いじめの「未然防止」

- \*先生から児童生徒へ『あったかい言葉かけ』を日常生活の中で
- \*先生同士で児童生徒の『良い所』を日常生活の中で話題に

いじめは、どの子にも起こりうるもの…「仲間はずれ、無視、陰口などの暴力を伴わないいじめ」をされた経験がある【9割】、した経験がある【9割】

(国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2013—2015)

いじめはどの子にも起こりうるものという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり、集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

### 【ポイント①】

子どもの「居場所」づくり、  
子ども同士の「絆」づくりを！

- 「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり
- 生命、人権を大切にする指導
- 全教育活動を通じた指導



### 【ポイント②】

未然防止の組織的な体制づくりを！

- いじめに取り組む方針の明確化
- 全教職員の危機意識の向上
- 気になることを伝え合う職員集団

### 【望ましい人間関係を築く力を高める】

- (1)「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり
  - 「分かった、できた」と思うことができる授業
  - 「みんなと活動すると楽しい」と思うことができる学級経営
  - 児童会・生徒会活等、特別活動を通しての自己有用感や自己肯定感の育成
- (2)生命や人権を大切にする指導
  - 道徳や学級活動での実践、「ひびきあい活動」での取組
  - 発達段階や障がいへの理解を深める指導
- (3)全ての教育活動を通じた指導
  - 認め合い、自己肯定感を高め合う日常からの指導
  - いじめ防止対策に特化した教職員研修会
  - 情報モラル教育の推進

### 【一人一人を大切にする教師の姿勢】

- (1)いじめ防止に取り組む方針の明確化
  - 「学校いじめ防止基本方針」の公表と児童生徒・保護者への説明
  - 全教職員での方針の共通理解
  - 情報が確実に把握できる体制の整備
- (2)全教職員の危機意識の向上
  - いじめを察知・発見できる教職員
  - 高い人権感覚を身に付けた教職員
  - そのための研修の定期的実施
- (3)気になることを素直に伝え合うことができる教職員集団
  - 担任だけでなく、複数の教職員での観察や状況把握
  - 管理職まで、迅速に報告が行われる体制づくり

### Ⅲ いじめの「早期発見」

～いじめはどこでも起こるもの～

\* 組織的な対応を！…組織でどれだけ悩めるか

\* 管理職への迅速な報告を！…1人で抱え込まない

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教職員と児童との良好な人間関係・信頼関係を構築することが重要である。いじめは、周囲が気づきにくいところで起こり、潜在化しやすいものである。周囲の大人が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。児童に関わる教職員、保護者が情報を共有し、日頃から情報収集することが大切である。

#### 【ポイント①】

##### 早期発見・早期対応！

- 校内連携体制の充実
- アンケート調査の実施(5年間保存)
- 保護者との連携

#### 【ポイント②】

##### 組織的な対応を！

- いじめ対策委員会を招集
- 早期発見・事案対処マニュアルに沿った組織的対応

#### 【「いじめの芽」や「いじめの兆候」

##### これを見逃さない】

- (1) 校内連携体制の充実
  - 小さなサインを見逃さないために、日頃からきめ細かい情報交換
  - スクールカウンセラーや教育相談コーディネーターとの協力・支援体制の整備
  - 全教職員による情報把握
- (2) アンケート調査等の実施、保護者との連携
  - 年間を通じた、計画的なアンケート調査や懇談等の実施
  - 学校全体や学級の状況や傾向を把握するための無記名アンケートの実施
  - アンケート結果や日頃の観察等から、個別面談の実施
  - 日頃から、保護者との丁寧な連絡・連携、協力の依頼

#### 【確かな「初動体制」が決め手】

- (1) いじめ対策委員会を即座に招集し、管理職を中心に指導方針を確認、組織的に行動する
  - 5W(いつ・どこで・だれが・何を・なぜ) 1H(どのように)を時系列で整理し、確実に記録していく
  - 当事者同士からの聞き取りは、複数の教職員で慎重に注意深く進める
  - 事実の突き合わせと矛盾点の確認、事実をもとに実際の状況や背景を理解する
  - まずは、いじめられた児童に寄り添う
  - いじめた児童にも丁寧に接し、お互いの理解・納得を大切にする
- (2) いじめ防止基本方針を基に組織的な対応
  - 全職員でいじめ事案対処のフロー図を確認
  - いじめ対応の校内研修の実施

<いじめ防止対策の年間計画>

月	未然防止のために		早期発見のために	
	居場所・絆づくり	生命・人権を大切に	日常的に行う	定期的に行う
4	始業式 学級開き 学級組織・班編制 よさを認める活動 1年生を迎える会	職員会 資質向上の研修 児童の自宅確認 心のアンケート① 教育相談週間	○実態把握 ・健康観察 ・朝の会、帰りの会 ・授業中の全体指導 や個別指導 ・日記、生活ノート ・掃除指導 ・給食指導 ・登下校指導 ・いじめアンケートと 生活アンケートの 活用 ○情報交換 ・拡大子ども研 ・子ども研 ・保護者との懇談	PTA総会：いじめ防 止基本方針の説明 児童の自宅確認 (保護者との懇談) 授業参観(懇談会)
5	自然体験学習	命の教育 情報モラル(高学年)		
6	修学旅行	情報モラル(4年生： SNSノートの活用) QUアンケート		
7		教育相談週間		授業参観(懇談会) 保護者面談
8				
9	生活科見学 社会科見学	命の大切さを 考える週間 命の大切さを 考える集会(9/11)		
10	前期終業式 後期始業式 森林学習 運動会	心のアンケート② 教育相談週間		運動会の 保護者参観
11		教育相談週間 情報モラル(学力アッ プチャレンジ週間と関 わらせ各学年で実施)		
12	体力向上週間 清流音楽祭			保護者懇談(希望者) 音楽祭の 保護者参観
1	命の教育			
2	感謝の会	心のアンケート③ 教育相談週間		授業参観(懇談会)
3	卒業式 修了式	教育相談週間		PTA新旧役員会 (いじめ防止対策の 評価)

## いじめの発見の「ポイント」

いじめを受けている子、いじめをしている子をできるだけ早く見つけ、素早く対応をすることが大切である。しかし、そうした事態にまで発展する前に、子供たちの言動を観察し、わずかな変化からいじめの兆候を捉える教師の観察眼、教師間の連携も重要な要素となる。

以下に、そうした観点からのポイントの一例を挙げてみる。

### 【登下校】

- \* 元気がない。(肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる)
- \* 急に集団での登校を渋り、遅れて一人で登校し始める。
- \* 友達のカバンをいくつも持っている。
- \* 登校してから教室から出ず、一人である。
- \* カバンや衣服が汚れていたり、破損したりしている。
- \* 遅刻、早退、欠席が増える。

### 【朝の会、帰りの会】

- \* 泣いている、机に伏している。
- \* 遅れてくる。
- \* 机が隣と離れている。
- \* 「一日のふり返し」などの時に、小さな事でも集中して名前がでる。
- \* 強い口調で指示されたり、指摘されたりする。
- \* 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- \* 予定を書こうとしない。
- \* 正論を言っているのにやじられたり、冷やかされたりする。また、無視される。周りを変な空気になる。

### 【授業】

- \* 筆箱、教科書、ノートをよく忘れる。
- \* 机や持ち物に落書きがしてある。乱れている。
- \* 泣いている、机に伏している。
- \* 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- \* 正論を言っているのにやじられたり、冷やかされたりする。また、無視される。周りを変な空気になる。
- \* 消しゴムのかけらやカスなどを投げられる。
- \* 鉛筆や定規などでつつかれる。
- \* 襟などに何か入れられる。いたずら書きなどはさまれる。
- \* 体育の授業や委員会・クラブ等の時に、特定の子の椅子に座ることを嫌がる。
- \* 授業中、よく「トイレに行きたい」と申し出る。
- \* 席を無理矢理に移動させられる。(特別教室の授業など)
- \* 仕事の多い係や人気のない仕事などを、半ば強制的に押しつけられる。

- \* ノートを書かなくなった、乱雑になった、集中して話が聞けなくなった。
- \* グループ学習や児童活動等の時に、誰かに呼びつけられる。特定の子のそばにいる。
- \* 時々、授業に遅れてくる。(遅れた理由を同じような内容で話す。)

### 【休み時間】

- \* 職員室や保健室によく来室する。その部屋の近くをウロウロしている。
- \* 教室で一人で過ごしていることが多い。
- \* トイレの前に立っている。(立たされている。)
- \* 元気ない顔で誰かに手を引かれている。誰かの後を歩いている。
- \* 遊んでいるように見えるが、集中的に構われている。
- \* 何人かでヒソヒソと、ある子を見ながら話している。
- \* 移動教室の時にいつも一人。

### 【給食時間】

- \* 給食当番の役割で、いつも面倒な仕事を押しつけられる。
- \* 給食当番として配膳すると、嫌な顔をされる。他の子が配膳したものと交換する。
- \* 時々、配膳されたメニューが足りないことがある。

### 【掃除時間】

- \* いつも大変な仕事、みんながやりたくない仕事をしている。
- \* ゴミを掃き付けられたり、水をかけられたりしている。
- \* いつもみんなの道具を片付けている。

### 【その他】

- \* 席替えやグループ編成で、隣になる・同じグループになる事を嫌がられる。
- \* 急に成績が下がった。
- \* 視線が定まらない、おどおどしている。
- \* 笑顔が消えた。
- \* 無口になった。
- \* 席替えをしてほしいと頼みにくる。
- \* 靴や上履きが無くなる。違う場所に移動している。
- \* いつも、他の子の用事で職員室に来る。
- \* 特定の子の手伝いをしたり、用事を頼まれたりする。
- \* 宿題や自主学習ノートの字体が乱雑になる、提出しなくなる。

## IV いじめの「早期対応」

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見したりした場合、早期に適切な対応をしなければならぬ生徒指導の基本である「さ・し・す・せ・そ」を意識し、管理職のリーダーシップのもと学校全体で対応することが基本となる。いじめられている(と感じている)子供の苦痛を取り除くことを最優先とし、「いじめ対策委員会」を中心とした全職員での指導・支援が求められる。

いじめ情報のキャッチ

「いじめ対策委員会」の招集

【「いじめ対策委員会」における対応】(個人で対応するのではなく、「組織」で対応する。)

<p>&lt;正確な状況・実態把握&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□誰が、誰に関わったか？ (互いの関係を把握)</li> <li>□いつ、どこで、何度起きたのか？(時間、場所、頻度の把握)</li> <li>□どんな被害なのか？ (内容の把握)</li> <li>□きっかけ、理由は何か？ (背景と原因の把握)</li> <li>□いつ頃から、期間は？ (期間の把握)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめを訴える児童から、事実・状況・心情を正確に聞き取る。</li> <li>・聞き取る場所、時間、安全と安心を確保。</li> <li>○いじめに関わったと思われる児童だけでなく、周囲の児童等からも聞き取る。</li> <li>・時系列で、5W1Hを踏まえて聞き取り、記録する。</li> <li>・複数の教職員で、できるだけ同時に個別に聞き取る。</li> <li>・事実の突き合わせ、矛盾点の有無を確認し、状況を整理する。</li> <li>・いじめられた児童に寄り添いつつ、いじめた児童の心情を理解するようにし、児童同士の納得を大切にする。</li> </ul>
--	---

指導体制・方針の決定

- 指導のねらいを明確にする。(被害者、加害者、周囲の児童)
- 対応する教職員の役割分担を明確にする。
- 全ての教職員へ共通理解を図る。
- 関係諸機関への情報提供と連携を図る。

【児童への指導・支援】

- いじめられた児童には、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える。
- 必要に応じていじめた児童を別室で指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて生活・学習できる環境をつくる。
- いじめた側の児童にも寄り添いながら指導・支援する。その上で、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。
- 当事者だけの問題に留めず、学級・学年、全校の問題として捉え、今後に生かす手立てを仕組む。

【保護者との連携】

- ◇いじめられた側の保護者に対して
- 発見したその日のうちに家庭訪問等で、現在分かっている事実関係と学校の方針について伝え、今後の対応についての理解を得る。
- 徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ◇いじめた側の保護者に対して
- 家庭訪問等で、正確な事実関係を説明し、よりよい解決と互いの人間関係、わが子の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。

継続した指導・経過観察(3ヶ月)・保護者との連携

事後の対応

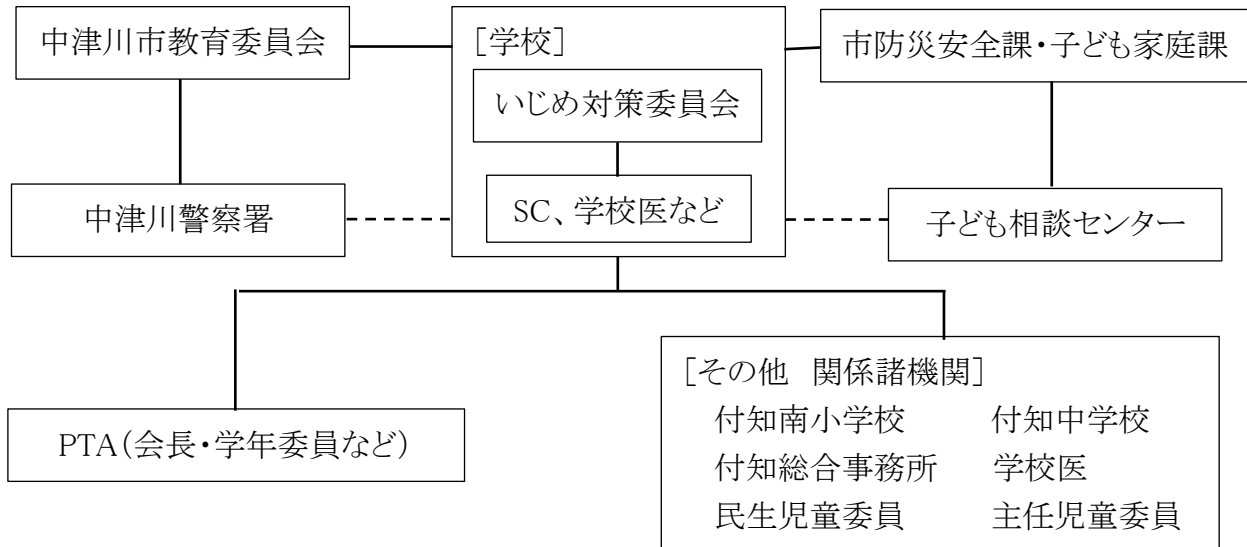
- 教育相談の継続・SC等の活用
- 道徳等を含めた心の教育の充実を図り、学級全体の人間関係を見直す。

## V いじめ防止対策のための「組織」

【いじめ対策委員会】			
◎校長	総括		
教頭	総括補佐、教育委員会や関係諸機関等との連携 担当		
教務主任	いじめ防止対策年間計画 担当		
○生徒指導主事	心のアンケート作成・集計・分析 担当		
養護教諭	日常の観察の集約、QU アンケート 担当		
教育相談 CO			
ブロック長	居場所・絆のある学年経営 担当		
【拡大いじめ対策委員会】…いじめ対策委員会に下記のメンバーを加える			
人権主任	ひびきあいの日・取組 担当		
道徳主任	心を豊かにする道徳教育 担当		
研究推進委員長	わかる・できる授業づくり 担当		
学習指導部長	学習規律づくり 担当		
生活指導部長	生活規律づくり 担当		
情報主任	情報端末に関わる研修 担当		
児童会担当	自治的な取組づくり 担当		
PTA 会長	外部からの助言者		
☆子ども研…全職員が参加。定期的な子どもの姿の共通理解			
【いじめ防止対策のための年間計画（「いじめ対策委員会」に関わって）】			
4月	拡大いじめ対策委員会① 指導方針、指導計画等 いじめ防止職員研修 いじめ防止対策説明会(PTA 総会) 生徒指導主事研修会 心のアンケート (拡大子ども研究会①)	10月	拡大いじめ対策委員会② 生徒指導主事研修会 心のアンケート (拡大子ども研⑥)
5月	生徒指導研修会 情報モラル(高学年) (拡大子ども研究会②)	11月	(拡大子ども研⑦) 情報モラル
6月	生徒指導主事研修会 情報モラル(4年生) (拡大子ども研③)	12月	(拡大子ども研⑧)
7月	(拡大子ども研究会④)	1月	(拡大子ども研⑨)
8月	生徒指導主事研修会 命の教育合同研修会 人権教育研修会	2月	いじめ防止対策方針説明 <small>(新生入とその保護者向け)</small> 生徒指導主事研修会 心のアンケート (拡大子ども研⑩)
9月	(拡大子ども研⑤) 命について考える週間 命について考える集会	3月	拡大いじめ対策委員会③ 生徒指導主事研修会 本年度のまとめ、次年度の方針検討
※いじめ事案発生時には、「緊急いじめ対策会議」を招集し、対応にあたる。			

## VI 関係諸機関との連携

### 【関係諸機関】



### 【関係諸機関 連絡先一覧】

機 関 名	関係課等	電話番号等
中津川市教育委員会	学校教育課	0573-66-1111(市役所)
	教育次長	内線 4230
	生徒指導担当指導主事	内線 4231
中津川警察署		0573-66-0110
中津川市消防本部		0573-66-1119
中津川市民病院		0573-66-1251
中津川市役所	防災安全課	0573-66-1111(市役所)
	防災安全課長	内線160
	子ども家庭課	0573-66-1111(市役所)
	家庭支援係	内線696
東濃子ども相談センター		0573-23-1111
恵那保健所		0573-26-1111
付知交番		0573-82-3022
付知総合事務所		0573-82-2111
三尾医院		0573-82-5211
喜生堂歯科		0573-82-2011

## Ⅶ いじめの「解消」の考え方

### いじめ「解消」の定義

- ① いじめに関わる行為の止んでいる期間が、少なくとも3ヶ月間続いていること。
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていないと認められること。

(本人および保護者に確認)

【文科省の基本方針の改定より】

※いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

※要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、ほかの事情も勘案して判断するものとする。また、教職員は、「解消の状態」に至っても、日常的に注意深く観察する必要がある。